

## SINET10Gbps プラスサービス約款

### 第1条（約款の適用）

1. この SINET10Gbps プラスサービス約款（以下、「本約款」といいます）は、さくらインターネット株式会社（以下、「当社」といいます）が別途定める基本約款（以下、「基本約款」といいます）に基づき定められ、当社が提供する「SINET10Gbps プラス」（以下、「本サービス」といいます）に適用されるサービス別約款です。
2. 本サービスの利用者（以下、「利用者」といいます）は、当社の定める本約款、基本約款および利用中の対象サービス（第2条第1項に定義されます）のサービス別約款を遵守しなければなりません。基本約款は、本約款とともに本サービスに適用されます。

### 第2条（サービスの内容）

1. 本サービスは、全利用者で 100Gbps の利用を可能とする回線により、当社が申込書において定める当社の他のサービス（以下、「対象サービス」といいます）のうちいずれか1つのサービスを、国立情報学研究所の提供する「SINET 5」（以下、「SINET 5」といいます）に接続する環境を提供するサービスです。

### 第3条（責任範囲）

1. 当社は、本サービスに関し、国立情報学研究所が設置した回線終端装置の当社構内通信網側回線接続基部より、当社管理側のネットワークおよび設備において生じる事象にのみ責任を負い、その他の箇所において生じた事象に起因する問題については、障害等の解消の義務、利用者が生じた損害等への賠償義務、その他一切の責任を負わないものとしします。

### 第4条（利用前提サービス）

1. 利用者は、本サービスの利用のために、別途以下の各号に定めるサービスの利用を必要とします。
  - i. SINET 5
  - ii. 対象サービスのうちいずれか1つ
2. 前項各号に定めるサービスの申込みは、当該サービスの提供者へ、利用者自身が行うものとしします。

### 附則

#### 第1条（適用開始）

この約款は、2018年12月21日に制定され、同日より適用されます。